

氏名	し ちょう りん 施 超 倫
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 80 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学位論文題目	幕藩制国家における天皇の政治的位置

論文調査委員 (主 査) 教授 藤井讓治 教授 永井 和 助教授 高橋秀直

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、国家的機能上の中心的存在としての天皇と一個の人格的存在としての天皇の両者に注目して、幕藩制国家における天皇の政治的位置の特質と、そこに反映された幕藩制国家の構造的問題を論じたものである。

序章「幕藩制国家における天皇の政治的位置の分析視点」では、まず、1970年代中期以降に展開されてきた天皇の位置付け論は、方法論的には、天皇朝廷が国家の不可欠の一環であるとする基本的認識を踏まえながら、政治的権限の所在という点を評価の中心とした点に特徴があり、それゆえに天皇は一種の没人格的な制度的機能を果たすものとしてしか捉えられなくなり、制度的機能の前提であるところの、天皇の人格的側面を構造的にどう捉えるべきかがしばしば曖昧になっている、と論じた。そして、以上の観点に立ち、近年における幕朝関係論の問題点を、次のように指摘した。

①江戸初期の幕朝関係の研究では、幕府による幕藩制国家体制の一環への天皇朝廷の編入が支配体制の確立である、とするのが定説となっているが、そこでは、同時期の幕朝関係の特徴である幕朝間の確執の中で、天皇の性格や意志の強弱などの人格的要素が時と場合によっては幕府の意志の貫徹に一定の影響を及ぼすこともあり得るという事実を、幕朝関係の構造的問題として必ずしも捉えられていない。

②18世紀末以後については、それまでの天皇朝廷の権威は、長い「変容」の過程を経て、大政委任論の提唱に集約され、天皇朝廷の権威化と政治的位置が形成され定着するようになり、後の幕末維新の政治過程の前提になっているとされ、そして、かかる「大政委任論」と「権威化」の反映として、弘化3(1846)年の海防勅書を契機として幕府による外交情報の奏聞、さらに安政5(1858)年の日米通商条約の調印問題の朝廷への奏請につながると、解釈されている。しかし、幕府が委任論を掲げて天皇の条約反対意志を強引に抑え、条約勅許問題の一応の決着にこぎつけたことに示されるように、屈従を強いられた天皇には明らかに「権威」の余地がなかったのであり、また、天皇を圧倒する正当化のイデオロギー的手段として、委任論が少なくともこの段階に至っても有効であり、これまでの説ではこうした事実を整合的

に説明することはできない。こうした問題点は、特定の国家的機能とこうした機能を担わされる一個の人格的存在という、天皇の政治的位置にかかわる二つの側面から、「権威」の定義または「権威化」の現象、そしてそれに関連するところの18世紀末以後における幕朝関係の変化を捉えてこなかったために生じたものなのである。

③幕朝関係を大きく揺るがした安政5年の条約勅許問題の中で、孝明天皇は極めて重要な位置を占めているが、その強硬な条約反対の背景にあった国家意識は、「主体が幕府」の幕藩制国家のイデオロギーである「神国であって武威の国」であるとする考えは古くからあった。しかしここでは、天皇にとって「神国」と「武威の国」とはどのような関係にあるのかは明確にされてはいない。最近では、「政務は將軍に委任」つまり「幕府の政治にとやかくいわない」という意味での「江戸時代の天皇の枠組み」を固執した存在として、孝明天皇を捉える見解が見られる。つまり、天皇は政治的には幕府に従属すべきとした国家意識をもつ人格である、という理解である。孝明天皇の人格的側面の核心的な部分にかかわるその国家意識について、かかる理解が果たして、条約勅許問題における幕藩制秩序を破壊する孝明天皇の一連の行動を説明できるのか、事実に基づいて検証してみる必要がある。

第一章「江戸初期の譲位問題と天皇の政治的位置」では、江戸初期に幕府による朝廷支配体制の形成に起因した、譲位をめぐる後陽成・後水尾二代の天皇と幕府との対立を取り上げる。

まず、①幕府が天皇の譲位に反対したのは、いずれも当時、幕朝間に起きていた大きな事件との関連で幕府にマイナスの影響を及ぼさないよう、譲位のタイミングをずらそうとした意図によること、②譲位問題への幕府の統制は、政治的機能としての天皇の必要性の反映でもあったこと、③後陽成・後水尾天皇にかかわる幾つかの譲位例を比較し、天皇が幕府にとって政治的に必要であるために、その意志と行動が時と場合によっては幕府の意志の貫徹に一定の影響を及ぼしたことを、明らかにした。

そして、④幕府は、直接処罰権を行使することなく、天皇の意志を抑え、自らの意向に沿った形で譲位問題の解決を図るため、公家への処罰権を発動することで圧力をかけたが、⑤そうした手段が効力を発揮できたのは、天皇が公家社会の存続繁栄を守ろうとする一種の本能的な責任意識を介してであり、その背景には、天皇の神—天皇中心の国家意識があったことを明らかにし、それを踏まえて、⑥譲位問題の解決は、幕府による天皇朝廷に対する支配体制の確立の反映として見ることはできるが、幕府の朝廷支配下に、神—天皇中心の国家意識を基本にした天皇の人格的側面が解消されたことを意味するものではないこと、したがって、天皇の政治的位置にかかわる二つの側面の問題は構造的に依然、内包されていたと結論づけた。

第二章「幕末の外交情報奏聞と条約奏請への転換」では、弘化3年の海防勅書により幕府が朝廷に外交関係の情報を継続的に奏聞し、そして、安政5年の条約調印問題をきっかけに、それまでの事後奏聞の方式が事前奏聞に転換されたことにみられる幕朝関係の変化と、天皇の政治的位置の問題とはどのような関係にあったのかを解明する。

まず、①海防勅書は、日増しに緊迫した対外情勢が、さまざまな風聞をとおして天皇公家に極度の不安を引き起こす中で、幕府の意図によらずに下されたものであること、②幕府がその後、外交情報の奏聞をつづけたのは、頻発した外国船の渡来事件および、それによって派生した風聞の問題をまったく解決でき

ないという状況のもとで、天皇公家が風聞流言によって過剰に刺激され動揺することを防ぎ、もって勅命をコントロールすることで政治的混乱を避けようとしたことによること、を明らかにした。そして③こうした幕府の意図は、所司代がペリー来航後の緊迫した状況の中で、緊急時に遷幸しようとした朝廷側の考えを制止したことや、老中阿部正弘が嘉永6（1853）年に三条実万・坊城俊克両勅使と江戸城で面談した際に行った「承諾」、そして、安政元年に炎上した禁裏の造営に関する幕府の「速成」方針などによっても裏付けられると論じた。さらに④安政3年8月以後、外交状況が一段と深刻化していくにしたがって、幕府の提供した情報で天皇の不安がむしろ高まったにもかかわらず、風聞による天皇朝廷への影響を避けるために幕府は奏聞を続けざるを得なかったこと、そうした中で、⑤安政4年12月23日、交渉中の日米通商条約について「畿内皇都近国」を開港地などの選定から除外するよう幕府に要請する「叡慮」が下されたこと、ついで⑥幕府が翌安政5年1月、調印前に条約問題を朝廷に上京して報告しようとしたのは、「叡慮」と齟齬する条約内容に対する朝廷の不安と動揺による政治的混乱を防ぐためであり、それは事実上の条約奏請であったこと、を明らかにした。そして⑦外交情報の奏聞から条約奏請に至るまでの幕朝関係は、「勅命」を中心とした天皇朝廷の国家的機能を幕府が重視し、こうした国家的機能の権威性が増していき、⑧それを介して天皇の不安などの人格的要素の変化が幕府の一連の対策につながっていったのであり、幕府の行動は単純に大政委任の意識に基づいて天皇朝廷の要請に応じたものではなかった、と論じた。

第三章「安政五年の条約勅許問題と孝明天皇の国家意識」では、条約一件の発生から解決に至るまでの孝明天皇の行動を規定した国家意識が幕府との関係においてどのような構造をもつものであるかを検証する。

①天皇がはじめて条約問題に直接関与したのは、安政4年12月の「叡慮」であるが、「畿内皇都近国」を開港地区などの選定から除外するよう幕府に要請することがその主旨であり、②それは天皇にとって「畿内皇都近国」が「国家」においてもっとも重要な位置を占めていたからであり、③条約一件をめぐる幕府との折衝の中で、天皇が「畿内皇都近国」の開港地からの除外に固執し続けたこともその点を物語っていること、そこには同時に、④伊勢をはじめ代々の祖神に対する天皇としての国家への責任意識が反映されており、かかる神—天皇中心の「国家」が条約問題によって脅かされる恐れがあると天皇が認識するとき、幕府への不信が生じ、それが条約一件について全国大名への諮問を要請したことにつながったこと、⑤天皇は、条約調印を阻止するために、幕府の法的秩序を無視する公家の行動を奨励し、また条約が調印されたことで、将軍が「征夷」の価値を失ったと断罪したこと、⑥さらに幕府の圧力に対抗するために、雄藩に出兵を要請するなど、一連の行動をとったが、⑦これらは、天皇にとって幕府が神—天皇中心の国家のための手段に過ぎなかったこと、を明らかにした。また⑧天皇は結局条約一件で屈服したが、それは公家に対する幕府の処罰による「朝威之衰」を恐れたからであり、朝廷の存続繁栄が天皇の国家意識のなかでは不可欠のものであったと論じた。

さらに⑨条約勅許問題には、「勅命」を中心とした天皇朝廷の国家的機能の権威化と、その機能を担わされながら「武威」とは違った国家意識を基本にした天皇の人格的側面の存在とが具現されていること、と同時に⑩天皇が結局、屈従を強いられたように、天皇の国家的機能の権威または権威化は、その人格の

側面とは区別して捉えられるべきことを、論じた。

第四章「開国前後における天皇朝廷の位置付けについて」では、国家祈禱および梵鐘鑄替に関する太政官符一件を検討し、ペリー来航直後の幕朝関係のあり方を明らかにする。

そこでは①幕府は、国家安全のための必要な措置の一環として、朝廷の祈禱機能を積極的に利用する一方、そのような機能の根源的な部分である神武天皇陵の修復については、朝廷の強い要請にもかかわらず、その政治的影響を考慮して消極的な態度を示し、御陵の規模を最小限に抑えたこと、②梵鐘鑄替を効果的に実施するために、「叡慮」を最大限に利用しようとし、出された太政官符の内容を幕府の政治的必要性に応じて朝廷の意向を無視して改竄したこと、そして③幕府は梵鐘鑄替一件が不調に終わったことで、今後は「叡慮」の取り消しを朝廷に求めたことを明らかにし、そこに示されているのは、④幕府による国家的機能としての天皇朝廷の重視と同時に、そうした機能を担わされた人格としての天皇の意志の無視があり、⑤幕府における天皇朝廷の権威化は、その国家的機能の側面に限られていたと論じた。さらに、⑥幕府が「叡慮」を掲げたにもかかわらず、梵鐘鑄替一件が結局、まったく進まなかったことは、「勅命」という天皇の国家的機能の権威の限界を示すものであることを指摘した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、天皇の国家的機能上の存在と一個の人格的存在の二つの側面に注目し、なかでも後者に重点を置きつつ、幕藩制国家における天皇の政治的位置を論じたものである。全体は、序章を含めて5章からなり、序章で研究史を総括し、第一章で江戸初期の譲位問題、第二章で幕末の外交情報の奏聞、第三章で条約勅許問題、第四章で太政官符一件を分析し、それぞれの段階での天皇の政治的位置とその特質とを論じている。

1970年代以降、近世における天皇朝廷の研究は、それまでの朝廷と幕府とを対等に置いた関係史としてではなく、幕藩制国家のなかに天皇朝廷がいかに組込まれたか、幕府が天皇公家をいかに支配したかという観点からなされ、その具体像を明らかにしてきた。また幕末における天皇の政治的浮上も近世における変容のなかで起ったとする論調が主要な流れである。しかし、天皇の人格的存在としての側面が、政治過程に与えた影響や国家意識をいかに特質づけたかといった点は、ほとんど追及されてこなかった。

論者は、70年代後半以降の研究が、政治的権限の所在という点に評価の重点を置いたために、天皇の人格的側面を構造的に位置づけてこなかったとし、まず天皇の人格的側面に注目しつつ、江戸時代初期にしばしばみられた譲位をめぐる幕府と天皇の対立を丹念に跡付けた。そこでは、幕府の譲位反対は、幕朝間に起きた大事件にマイナスの影響がないよう譲位のタイミングをずらすためのものであったこと、天皇の意志と行動が幕府の意志の貫徹に一定の影響を及ぼしたこと、幕府による譲位問題解決のための公家への処罰権発動が効力を発揮したのは、公家社会の存続繁栄を守ろうとする天皇の本能的な責任意識を介してであり、その背景には天皇の神一天皇中心の国家意識があったこと、を明らかにした。天皇が屈伏した背景にある意識についての論者の分析は、これまでの研究が踏込みえなかったものであり、この論文の大きな成果といえる。

また論者は、開国にいたるまでの政治過程を奏聞に注目しつつ跡付け、弘化3（1846）年の海防勅書は、

緊迫した対外情勢がさまざまな風聞を通して天皇公家に極度の不安を引き起こす中で、幕府の意図によらずに下されたものであること、幕府によるその後の外交情報の奏聞は、天皇や公家が風聞流言によって過剰に刺激され動揺することを防ぐためのものであったこと、そうした中で、安政4（1857）年12月23日、交渉中の日米通商条約について「畿内皇都近国」を開港地から除外するよう幕府に要請する「叡慮」が下されたこと、ついで翌安政5年1月の幕府による調印前の条約問題の奏聞は、条約内容に対する朝廷の不安と動揺が引き起こす政治的混乱を防ぐためになされたものであったことを明らかにし、そしてその奏聞は事実上の条約奏請であり、それまでの事後奏聞の方式から事前奏請への転換であると論じた。この論者の主張は、幕府の行動が大政委任の意識に基づいて天皇朝廷の要請に応じたものとするこれまでの解釈を退けるものであり、条約奏請にいたる政治過程について論者が示した新たな解釈である。

ついで論者は、安政5年の条約勅許問題を取りあげ、孝明天皇が「畿内皇都近国」を開港地から除外することに固執し続けたのは、「畿内皇都近国」が「国家」にとってもっとも重要な位置を占めていると天皇が観念していたからであること、同時に伊勢をはじめ代々の祖神に対する天皇の責任意識がそこには反映していること、そして、かかる神—天皇中心の「国家」が条約問題によって脅かされる恐れがあると天皇が認識するとき、幕府への不信が生じ、それが条約一件についての全国大名への諮問要請につながったこと、を明らかにした。また条約が調印されたことで、将軍が「征夷」の価値を失ったと断罪したことを指摘し、それは天皇にとって幕府が神—天皇中心の国家のための手段に過ぎなかったことを意味するとした。そして、天皇が条約一件で屈服したのは公家に対する幕府の処罰による「朝威之衰」を恐れたからであり、朝廷の存続繁栄が天皇の国家意識のなかでは不可欠のものであった、と論じた。

さらに、論者は、国家祈禱および梵鐘鑄替に関する太政官符一件を検討し、幕府は、朝廷の祈禱機能を利用する一方、神武天皇陵の修復については、その政治的影響を考慮して修復の規模を最小限に抑えたこと、また梵鐘鑄替を効果的に実施するために「叡慮」を利用し、さらに出された太政官符の内容を改竄したこと、梵鐘鑄替一件が不調に終わると「叡慮」の取り消しを朝廷に求めたこと、を明らかにした。そして、そこに示されているのは、幕府による国家的機能としての天皇朝廷の重視と同時に、そうした機能を担わされた人格としての天皇の意志の無視であり、幕末における天皇朝廷の権威化は、その国家的機能の側面に限られていたと論じた。

論者は、最後に天皇の政治的位置にかかわる二つの側面の問題には、幕藩制国家の国家意識および国家的機能における隠然たる二元的構造の基本的特質が反映されている、と結論づける。

以上述べたように、本論文は、人格的存在としての天皇に注目することで、機能的存在面から描かれてきた幕府と天皇の対立という政治過程をより豊かに描くことに成功し、かつまたこれまでの政治過程、特に幕末の政治過程についての研究に対し、斬新なる解釈をいくつも提示しており、その成果は高く評価されるべきである。しかし、問題がないわけではない。天皇の政治的位置にかかわる二つの側面と幕藩制国家の国家意識あるいは国家的機能における二元的構造とを論者は対応させているが、それらは短絡的に直結対応するものではなく、論をより説得的なものとするには、十分な説明が必要であろう。また、日本語を母国語としない論者にとっては酷とは思いますが、文章や用語法が難解であり、若干ではあるが意を十分に汲み取れないところがある。しかし、こうした点は論者の今後の努力によって克服されるであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。